

秘密情報を第三者に開示することができる。

3 被開示者は、被開示従業員（秘密情報を知得した後に退職した者および前項の規定に基づき秘密情報を開示した第三者を含む。以下同じ）に対し、この契約に定める秘密保持義務を負わせるものとし、被開示従業員がこの契約の各条項の一に違反した場合には、被開示者が違反したものとみなす。

4 被開示者は、開示者の事前の書面による承諾を得ることなく秘密情報を改変してはならない。

（目的外使用の禁止）

第4条

被開示者は、秘密情報を本件業務の履行の目的以外には、一切使用してはならない。

（委託先等への開示）

第5条

被開示者が本件業務の履行に必要な業務を他の第三者に委託、または請負わせる場合において、当該第三者に秘密情報を開示する必要がある場合は、第3条の規定に拘わらず、本件業務に必要な範囲内の秘密情報を開示することができる。この場合、被開示者は、当該第三者に対してこの契約と同等の義務を負わせるものとし、当該第三者がこの契約に違反した場合は、被開示者が違反したものとみなすものとする。

（損害賠償）

第6条

甲及び乙は、一方の契約当事者がこの契約の各条項の一に違反した場合には、何らの催告を要することなくこの契約を解除することができる。

2 前項の場合、解除の有無にかかわらず、違反者は相手方に対し、当該相手方が被った損害を賠償する責任を負う。

（有効期間）

第7条

この契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。但し、甲または乙が期間満了1ヶ月前までに書面により何らかの申し出のないときは更に1年間同一の条件で更新し、その後も同様とする。なお、この契約に基づく甲の機密保持義務は、機密情報の返還日より5年間有効に存続するものとする。

（契約終了後の措置）

第8条

この契約が終了した場合においても、第3条、第4条および第9条の規定はなお存続する。

2 本件業務が終了したとき、または開示者から要求があったときは、被開示者は、秘密情報を直ちに開示者に返還する。

3 本件業務が終了したとき、または開示者から要求があったときは、被開示者は秘密情報の破棄もしくは消去をしなければならない。

(協議事項)

第9条

この契約に定めのない事項およびこの契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、速やかに解決する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2020年〇月〇日

甲： 〒467-0066
愛知県名古屋市瑞穂区洲山町二丁目14番地
水野ビル 3階
株式会社スプリングヒル
代表取締役 梶田智裕 ㊟

乙： 〒
(ご住所)
(御社名)
(代表者様名) ㊟